

「長久手市子ども・子育て会議」の役割について（令和7年度・8年度）

「長久手市子ども・子育て会議」は、国の法律（子ども・子育て支援法）に基づいて設置されています。この会議は、学識経験者やこどもの保護者、福祉、保健、医療及び教育に関する団体等の代表者から構成され、子ども・子育てに関する市の取り組みをより良くしていくため、以下の内容について審議を行います。

1. 子ども・子育て支援事業計画の進捗確認について

長久手市では、「第3期長久手市子ども子育て支援事業計画（計画期間 令和7年度～令和11年度）」を策定し、子育て支援施策を計画的に推進します。

2. （仮称）長久手市こども条例の制定について

長久手市ではこどもの権利を保障し、こども施策を推進することを目的として、「（仮称）長久手市こども条例」を令和8年度中に制定する予定です。

3. （仮称）長久手市こども計画の策定について

長久手市では、こども施策を総合的に推進することを目的とする「こども基本法」に規定された「（仮称）長久手市こども計画」を令和8年度中に策定する予定です。

4. その他

子ども・子育てに関する様々なことについて、必要に応じてご意見をいただきます。